**遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレート**

*（第28回委員会年次会合（2021年10月13日）において修正）*

複数のSBT漁業があり、各々異なる規則及び手続が適用されている場合には、漁業ごとにテンプレートに記入する方が簡単かもしれない。１つのテンプレートに全ての漁業を記入する場合は、各漁業の情報を明確に区別すること。

テンプレートは、事項によっては割当年度ベースの情報を求めている。CCSBTに関して割当年度を特定していないメンバー・CNM（すなわちEU）は、暦年ベースで情報を提供すること。同テンプレートでは、割当年度（割当年度を有しない場合は、暦年）を「漁期」と称している。別途記載がない限り、直近に終了した漁期の情報を提供すること。メンバー及びCNMは、提出時の漁期にかかる操業が終了している場合又は終了間近である場合には、当該漁期の予備的情報も提供することが奨励される。

目次 ページ

1 監視、管理及び取締り（MCS）改善事項のまとめ 2

1.1 今漁期に実現した改善事項 2

1.2 今後予定されている改善事項 2

1.3 非遵守を是正するために取られた措置の進捗状況 2

2 SBT漁業及びMCS 2

2.1 みなみまぐろ漁業 2

2.2 SBT漁獲量のモニタリング 5

2.3 SBT の曳航、いけすへの活け込み、いけす間の移送（蓄養のみ） 6

2.4 SBTの転載（港内及び洋上） 6

2.5 SBT／SBT製品を船上に保持する外国漁船／運搬船（FV／CV）の港内検査 7

2.6 SBTの貿易のモニタリング 7

2.7 CDSに関して実施された監査のカバー率及び種類 8

3 別添1の各セクションに対する変更点 8

別添1. 常設事項: 漁業におけるSBT漁獲量をモニタリングするために 用いるMCS取決めの詳細 9

1 SBT漁獲量のモニタリング 9

1.1 SBT の曳航、いけすへの活け込み、いけす間の移送（蓄養のみ） 11

1.2 SBTの転載（港内及び洋上） 11

1.3 SBT／SBT製品を船上に保持する外国漁船／運搬船の港内検査 12

1.4 国産品の水揚げ（漁船由来及び蓄養場由来の両方） 12

1.5 SBTの貿易のモニタリング 12

1.6 その他 13

2 生態学的関連種に関する追加的報告要件 13

附属書1. CCSBT許可船舶決議 15

# 監視、管理及び取締り（MCS）改善事項のまとめ

## 今漁期に実現した改善事項

今漁期に実現したMCS改善事項の詳細を記入すること。

## 今後予定されている改善事項

今後の漁期に予定されているMCS改善事項及びその実施予定日を記入すること。

## 非遵守を是正するために取られた措置の進捗状況

Describe actions taken to rectify any non-compliant issues identified in the previous Compliance Committee meeting  
前回の遵守委員会会合で特定されたあらゆる非遵守について、それらを是正するために取られた措置を記入すること。

# SBT漁業及びMCS

## みなみまぐろ漁業

### 漁獲量及び国別配分量

直近に終了した3漁期における有効漁獲上限、繰越しの量、総漁獲利用可能量及び帰属漁獲量を下表1に記入すること。

表1. 有効漁獲上限、繰越しの量、総漁獲利用可能量及び帰属漁獲量

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| A | B | C | D | E |
| 漁期 | 有効漁獲上限[[1]](#footnote-2) （トン） | 当漁期に繰り越された漁獲枠 （トン） | 総漁獲利用可能量[[2]](#footnote-3)  (B+C) （トン） | 帰属漁獲量[[3]](#footnote-4)（トン） |
|
| (例：2019年4月－2020年3月) |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

### 各漁業種類ごとの配分量及びSBT死亡量

直近に終了した3漁期における各漁業種類ごとの配分量及びSBT死亡量を下表2に記入すること。特定の漁業種類におけるSBT死亡量に関する情報が利用可能でない場合は、最善の推定漁獲量を使用すること。全ての数字をトン数で記入すること。

表2. 各漁業種類ごとの配分量及びSBT死亡量

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 漁業種類 | | | SBTを主な漁獲対象とする商業漁業操業であるか否か | | | | | | | | | |
| 漁業種類1:（漁業種類名） | | | | | 漁業種類2:（漁業種類名） | | | | |
| 漁期 | | | 国内配分量 | | 死亡量（トン） | | | 国内配分量 | | 死亡量（トン） | | |
| (例：2019年4月－2020年3月) | | |  | |  | | |  | |  | | |
|  | | |  | |  | | |  | |  | | |
|  | | |  | |  | | |  | |  | | |
| 漁業種類（続き） | 放流及び／又は投棄 | | | 遊漁 | | | 慣習的及び／又は 伝統的漁業 | | | | 沿岸零細漁業 | | |
| 漁業種類3: | | | 漁業種類4: | | | 漁業種類5: | | | | 漁業種類6 | | |
| 漁期 | 国内 配分量 | 死亡量 （トン） | | 国内 配分量 | | 死亡量 （トン） | 国内 配分量 | | 死亡量 （トン） | | 国内 配分量 | 死亡量 （トン） | |
|  |  |  | |  | |  |  | |  | |  |  | |
|  |  |  | |  | |  |  | |  | |  |  | |
|  |  |  | |  | |  |  | |  | |  |  | |

### SBT漁獲量（保持及び非保持）

直近に終了した3漁期における各漁業種類（例：商業はえ縄、商業まき網、商業用船、商業国内船団、遊漁、慣習的及び／又は伝統的漁業及び沿岸零細漁業）ごとのSBT漁獲重量（トン）及び漁獲尾数を下表3に記入すること。報告データが利用可能でない場合は、最善の推定値を記入すること。船上保持されたSBTと保持されなかったSBTの両方を記入すること。蓄養以外の全ての漁業種類については、「保持SBT」には船上保持されたSBTを含み、「非保持SBT」には海に戻したSBTを含む。蓄養については、「保持SBT」には蓄養いけすに活け込まれたSBT及び曳航中の死亡を含む。可能な場合は、漁業種類ごとに、重量（トン）及び尾数の両方を括弧書きで示すこと（例：[250]）。表の全ての欄に記入すること。数値がゼロの場合は、「0」と記入すること。

表3. SBT漁獲量（保持及び非保持）

| 漁期 | 保持・非保持SBT | | | | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 商業的漁業種類（重量はトン数） | | | |  | | | |
| 漁業種類1 （漁業種類名） | | 漁業種類2 （漁業種類名） | | 漁業種類3: 遊漁 | | 漁業種類4: 慣習的／沿岸零細漁業 | |
| 保持SBT | 非保持SBT | 保持SBT | 非保持SBT | 保持SBT | 非保持SBT | 保持SBT | 非保持SBT |
| (例：2019年4月－2020年3月) |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

### 漁業種類ごとの船舶の隻数

直近に終了した3漁期について、漁業種類ごとに、漁期及びSBTを漁獲した船舶の隻数を下表4に記入すること。

隻数を示すことができない場合は、最善の推定値を記入すること、

表4. 漁業種類別隻数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 隻数 | | | |
|  | 商業的漁業種類 | | 漁業種類3: 遊漁 | 漁業種類4: 慣習的／沿岸零細漁業 |
| 漁期 | 漁業種類1 （漁業種類名） | 漁業種類2 （漁業種類名） |
| (例：2019年4月－2020年3月) |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

## SBT漁獲量のモニタリング

### 日次ログブック

1. 日次ログブックが義務でない場合は、日次ログブックが求められるSBT漁業の割合を示すこと。
2. 収集した努力量及び漁獲量の情報が、CCSBT科学調査計画（SC5報告書別紙D）の「ミナミマグロ漁獲の評価」において規定されている事項（保持・投棄された漁獲を含む）に従ったものとなっているか否かを記入すること。従ったものとなっていない場合は、非遵守の内容について説明すること。

### 追加的な報告方法（RTMP等）

1. 複数の報告方法がある場合（例：日次・週次・月次のSBT漁獲報告、標識及びSBT測定に関する報告、ERS相互作用の報告等）は報告方法ごとにそれが義務的要件であるか否か、義務でない場合は当該報告方法の対象となるSBT漁業の割合を記載すること。

### 科学オブザーバー

1. 各漁業種類（例: はえ縄、まき網、商業用船及び国内船団）ごとに、直近に終了した3漁期において観察されたSBT漁獲量及び漁獲努力量の割合を下表5に記入すること。漁獲努力量の単位は、はえ縄では鈎針数とし、まき網では投網数とすること。

表5. SBT漁獲量及び漁獲努力量にかかるオブザーバーカバー率

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 漁期 | 漁業種類1 | | 漁業種類2 | |
| 観察漁獲努力量（%） | 観察 漁獲量（%） | 観察漁獲努力量（%） | 観察 漁獲量（%） |
| (例：2019年4月－2020年3月) |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

1. オブザーバー計画がCCSBT科学オブザーバー計画規範に従っていたものか否かについて記入すること。従ったものとなっていなかった場合は、非遵守の内容について説明すること。さらに、他メンバーとのオブザーバー交換があったか否かを示すこと。

### 船舶監視システム（VMS）

直近に終了した漁期につきメンバーの旗を掲げる許可運搬船及びSBTを漁獲又は収穫する許可漁船に関して、以下を記入すること、

1. CCSBTのVMS決議に従って義務付けられたVMSが運用されたか？
2. CCSBTのVMS決議に従って義務付けられたVMSが運用されなかった場合は、非遵守の詳細及び今後の改善計画を示すこと。
3. 自国船籍の1) 漁船（FV）及び運搬船（CV）であって、自国のVMSシステムへの報告が義務付けられている隻数:  
   1) FVs:  
   2) CVs:
4. 自国船籍の1）漁船（FV）及び運搬船（CV）であって、自国のVMSシステムに実際に報告した隻数:  
   1) FVs:  
   2) CVs:
5. VMSの要件が遵守されなかった理由及びメンバーがとった措置。
6. 漁船に搭載されたVMSが故障した場合、故障した時点での漁船の位置（緯度及び経度）及びVMSが稼動していなかった期間。
7. CCSBTの VMS決議パラグラフ3 (b) に基づいて実施された調査に関する説明（現時点までの進捗状況及び取られた措置を含む）。

### 洋上検査

直近に終了した漁期中におけるメンバーの取締船によるSBT許可漁船に対する洋上検査のカバー率（例:検査されたSBT航海数のパーセンテージ）を記入すること。

### 許可船舶に関する要件

附属書1に示した許可船舶に関する要件に対して講じられた自国内の行動及び措置（懲罰的及び制裁的行動を含む）にかかるレビューの結果を報告すること。

### その他の漁業種類（例: 遊漁、慣習的漁業等）によるSBT漁獲量のモニタリング

その他の漁業種類における漁獲量をモニタリングするために用いたモニタリング手法の詳細を示すこと。

## SBT の曳航、いけすへの活け込み、いけす間の移送（蓄養のみ）

直近に終了した3漁期において観察された曳航数の割合及び観察された曳航用いけすから蓄養いけすへの魚の移送の割合を下表6に記入すること。

表6. 曳航、いけすへの活け込み及びいけす間の移送のオブザーバーカバー率

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁期 | 曳航にかかる オブザーバー カバー率 (%) | 移送にかかる オブザーバー カバー率 (%) |
| (例：2019年4月－2020年3月) |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

1. 継続的な監視に向けたステレオビデオシステムの採用計画に関する最新情報を示すこと。

## SBTの転載（港内及び洋上）

大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議に準じて、以下を報告すること。

1. 直近に終了した3漁期に洋上及び港内において転載されたSBTの数量及び割合を下表7に記入すること。

表7. SBTの転載（港内及び洋上）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 漁期 | 洋上転載されたSBTの キログラム数 | *年間*SBT漁獲量に対する洋上転載 されたSBT*の割合* | 内転載されたSBTの キログラム数 | 年間SBT漁獲量に対する港内転載されたSBTの割合 |
| (例：2019年4月－2020年3月) |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

1. CCSBT許可船舶リストに登録されている冷凍能力を備えたまぐろはえ縄漁船（LSTLV）のうち、直近に終了した漁期中に洋上及び港内転載を行ったもののリスト。
2. 直近に終了した漁期中にLSTLVから洋上で転載物を受けた運搬船に配乗されたオブザーバーからの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書。

## SBT／SBT製品を船上に保持する外国漁船／運搬船（FV／CV）の港内検査

直近に終了した3**暦年**に関して、港内においてSBT又はSBT製品を運搬する外国漁船／運搬船が行った陸揚げ／転載作業の回数、うち検査が行われた陸揚げ／転載作業の回数、及びCCSBT措置に対する違反が確認された検査の回数に関する情報を下表8に示すこと。

表8. SBT／SBT製品を船上に保持する外国漁船／運搬船に対する港内検査

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 暦年 | 外国船の船籍 | 実施された陸揚げ／転載作業の回数 | 検査が行われた陸揚げ／転載作業の回数 | CCSBT措置に対する違反が確認された陸揚げ／転載作業の回数 |
| (例：2019年) |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  | **総数** |  |  |  |

## SBTの貿易のモニタリング

直近に終了した暦年又は前漁期に関して、

1. 暦年か漁期年かを示すこと。
2. 検査されたSBT水揚げ数量の割合を示すこと。
3. 検査されたSBT輸出量の割合を示すこと。
4. 検査されたSBT輸入量の割合を示すこと。

## CDSに関して実施された監査のカバー率及び種類

CDS決議パラグラフ5.9の規定に基づき、決議パラグラフ5.8[[4]](#footnote-5)に従って実施した監査のカバー率の水準及び種類に関する詳細、及び遵守の程度について記入すること。

# 別添1の各セクションに対する変更点

別添1に記入する最初の年でない場合は、別添1の各セクションに関して、前年から変更があったセクションを列記すること。

# 別添1. 常設事項: 漁業におけるSBT漁獲量をモニタリングするために 用いるMCS取決めの詳細

# SBT漁獲量のモニタリング

SBT漁獲量の水準を管理する制度を説明すること。ITQ及びIQ制度については、各社･各船への漁獲量の配分方法について明記すること。オリンピック方式の場合は、SBT船の許可プロセス、及び漁期の終了を決定するための漁業の監視体制について説明すること。さらに、努力量に関する操業上の制約（規則上のもの及び自主的なものの両方）も記載すること。

漁業における漁獲量の監視方法の詳細を示すため、下表に記載すること。漁場から離れる漁船の監視方法についても詳細を記載すること（ここでは、本別添セクション1.1で報告される曳航船は含まない）。

|  |  |
| --- | --- |
| 監視方法 | 説明 |
| *日次 ログブック* | *記入事項:*   1. *義務要件であるか否か。* 2. *記録される情報の詳細さの程度（操業ごとに記載、1日の集計を記載等）。* 3. *ログブックに記録されたERSの情報。* 4. *ログブックの提出先**[[5]](#footnote-6)。* 5. *提出スケジュール及び方法* *[[6]](#footnote-7)。* 6. *この情報に対して定期的に行った確認（checking）、検証（verification）作業の種類。* 7. *適用される法令及び処罰。* 8. *その他関連する情報* *[[7]](#footnote-8)。* |
| *追加的な報告方法（例：RTMP等）* | *複数の報告方法がある場合（例：日次・週次・月次のSBT漁獲報告、標識及びSBT測定に関する報告、ERS相互作用の報告等）は、この表に追加の行を設け、それぞれの報告方法を記入すること。そして、報告方法ごとに以下の事項を記載すること。*   1. *義務的要件であるか否か。* 2. *記録された情報（SBT又はERSに関連しているか否かも含む）。* 3. *報告の提出先と提出元（例：船長、水産会社等）5。* 4. *提出スケジュール及び方法6。* 5. *この情報に対して定期的に行った確認（checking）、検証 （verification）作業の種類。* 6. *適用される法令及び処罰。* 7. *その他関連する情報7。* |
| *科学オブザーバー* | *記入事項：*   1. *漁獲データを検証するために、オブザーバーのデータとその他の漁獲監視データの比較に用いたシステム。* 2. *オブザーバーが記録したERSに関する情報。* 3. *オブザーバー報告書の提出先。* 4. *オブザーバー報告書の提出のスケジュール。* 5. *その他関連する情報（改善計画、特に、カバー率を努力量の10 %にするための手段を含む）。* |
| *VMS* | 1. *メンバーの旗を掲げる許可運搬船及びSBTを漁獲又は収穫する許可漁船に関して、適用される法令及び処罰を示すこと。* |
| *その他（例えば電子モニタリングの活用等）* |  |

## SBT の曳航、いけすへの活け込み、いけす間の移送（蓄養のみ）

*(a) 漁場から蓄養場へのSBTの曳航を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。*

1. *SBTの曳航の要件となる観察。*
2. *SBTのロスを記録するための監視システム（特にSBTの死亡）。*

*(b) 曳航用いけすから蓄養いけすへの SBTの移送を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。*

1. *SBTの移送の要件となる検査・観察。*
2. *SBTの移送量を記録するための監視システム。*

*(c) 上記（a）及び（b）について、関連するCCSBT CDS書類（蓄養活け込み様式、蓄養移送様式）を記入、確認（validating）**[[8]](#footnote-9)、回収するためのプロセスを説明すること。*

*(d) その他関連する情報7。*

## SBTの転載（港内及び洋上）

1. *港での転載を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。*
2. *SBTが転載される可能性がある港として指定されている外地港、並びにSBTの港内転載が禁止されている外地港に関する旗国の規則及び外地港名。*
3. *SBTの港内転載にかかる旗国の検査要件（カバー率を含む）。*
4. *指定寄港国との情報共有。*
5. *SBT転載数量の記録を監視するシステム。*
6. *関連するCCSBT CDS文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）を記入、確認（validating）8、回収するためのプロセス。*
7. *適用される法令及び処罰。*
8. *その他関連する情報7。*
9. *洋上転載を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。*
10. *SBTの洋上転載の許可に関する規則及びプロセス、並びに（CCSBT転載オブザーバーの配乗に加え）SBTの転載数量を確認（checking）・検証（verifying）する方法。*
11. *SBT転載数量の記録を監視するシステム。*
12. *関連するCCSBT CDS文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）の回収プロセス。*
13. *適用される法令及び処罰。*
14. *その他関連する情報7。*

## SBT／SBT製品を船上に保持する外国漁船／運搬船の港内検査

*このセクションでは、CCSBTの港内検査の最低基準を定めたCCSBT制度に関する決議に関する報告を行うこと。SBT又はSBT製品の陸揚げ及び／又は転載を目的としてこれを運搬する許可外国漁船又は運搬船を指定港に入港させる寄港国であるメンバーは、このセクションに記入しなければならない。SBT又はSBT製品の陸揚げ／転載であって、それ以前に港において陸揚げ又は転載が行われていないものに関する情報のみ、下表に記入すること。*

1. *SBT又はSBT製品を運搬する外国漁船又は運搬船が入港を要請することができる指定港の一覧を示すこと。*
2. *SBT又はSBT製品を運搬する外国漁船又は運搬船が指定港への入港許可を要請する際に求められる最短の通知期間を示すこと。*

## 国産品の水揚げ（漁船由来及び蓄養場由来の両方）

*SBTの国内水揚げの管理・監視に使用したシステムを説明すること。以下の詳細も記入すること。*

1. *SBT水揚げ指定港に関する規則。*
2. *SBTの水揚げの要件となる検査（inspection）。*
3. *SBTが他の種として水揚げされていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細。*
4. *SBT水揚げ数量の記録を監視するシステム。*
5. *関連するCCSBT CDS文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）の確認（validating）8・回収プロセス。*
6. *適用される法令及び処罰。*
7. *その他関連する情報7。*

## SBTの貿易のモニタリング

### SBTの輸出

*SBTの輸出を管理・監視するために使用したシステムを説明すること（外地港に直接水揚げしたものも含む）。以下の詳細も含めること。*

1. *SBT輸出の要件となる検査（inspection）。*
2. *SBTが他の種として輸出されていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細。*
3. *SBT輸出量の記録を監視するシステム。*
4. *関連するCCSBT CDS文書（漁獲モニタリング様式、場合によっては漁獲標識様式又は再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式）の確認（validating）8・回収プロセス。*
5. *適用される法令及び処罰。*
6. *その他関連する情報7。*

### SBTの輸入

*SBTの輸入を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。*

1. *SBTの輸入のための特定の港の指定に関する規則。*
2. *SBT輸入の要件となる検査。*
3. *SBTが他の種として輸入されていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細。*
4. *関連するCCSBT CDS文書（漁獲モニタリング様式、場合によっては、再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式）の確認（checking）・回収プロセス。*
5. *適用される法令及び処罰。*
6. *その他関連する情報7。*

### SBTの市場

*(a) 水揚げから市場までのサプライチェーンの各地点を対象とした全ての活動を記入すること。*

*(b) 市場でのSBTの管理・監視を行うために使用したシステムを説明すること（例：特定の文書化及び／又は標識装着に関する自主的又は義務化されている要件、並びにそれらの要件の遵守状況の監視又は監査。）。*

*(c) その他関連する情報7。*

## その他

*関連するその他のMCSシステムを説明すること。*

# 生態学的関連種に関する追加的報告要件

*(a) 2008年のERS勧告の実施に関する報告要件*

1. *下記の各計画・ガイドラインが実施されているか否かを記入し、実施されていない場合は、各計画・ガイドラインの実施に向けてどのような行動が取られたかを説明すること。*

* *はえ縄漁業によって偶発的に捕獲される海鳥の削減に関する国際行動計画*
* *サメ類保存管理のための国際行動計画*
* *漁業操業における海亀死亡の削減のためのFAOガイドライン*

1. *下記のまぐろ類RFMO漁業において生態学的関連種 [[9]](#footnote-10)の保護を目的とする現行の全ての法的拘束力を持つ措置又は勧告されている措置[[10]](#footnote-11)が遵守されているか否かを記載すること。遵守されていない場合は、どの措置が遵守されていないか、また、遵守に向けてどのような進展があるかを記載すること。*

* *IOTC条約水域で操業する際にはIOTCの措置*
* *WCPFC条約水域で操業する際にはWCPFCの措置*
* *ICCAT条約水域で操業する際にはICCATの措置*

1. *以下のRFMOの要件に基づいて生態学的関連種に関するデータ収集・報告が実施されているか否かを記載すること。これらの要件に基づいてデータが収集・報告されていない場合は、どの措置が遵守されていないか、また、遵守に向けてどのような進展があるかを記載すること。*

* *CCSBT[[11]](#footnote-12):*
* *IOTC条約水域で操業する際にはIOTCの要件*
* *WCPFC条約水域で操業する際にはWCPFCの要件*
* *ICCAT条約水域で操業する際にはICCATの要件*

*(b) 緩和‐緩和措置に関する現行の要件を記入すること。*

*(c) 混獲緩和措置の使用状況のモニタリング*

1. *混獲緩和措置の遵守をモニタリングするために用いられる方法（例：実施される港内検査の種類、及び遵守状況をモニタリングするために用いられるその他のモニタリング及び取締りプログラム）を記入すること。カバー率の詳細（例：各年の検査された船舶の割合）を含むこと。*
2. *SBT船舶に関する遵守プログラムの一環として収集された緩和措置措置に関する情報の種類を記入すること。*

# 附属書1. CCSBT許可船舶決議

記録に記載された船舶の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければなわない。

a) 自国の漁船がCCSBT条約及びその保存・管理措置に基づく要件と責任を遂行できる場合にのみ、自国の漁船にみなみまぐろを漁獲する許可を与える。

b) 自国の漁船が関連するすべてのCCSBTの保存・管理措置を遵守することを確保するために必要な措置を講ずる。

c) CCSBTの記録に掲載されている自国の漁船が、有効な船舶登録証書並びに漁獲及び／又は転載のための有効な許可証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる。

d) 当該船舶がIUU漁業活動の経歴を有する場合、船主は当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する。

e) CCSBTの記録に掲載されている漁船の所有者及び操業者が、CCSBTの記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁業活動に従事又は関与していないことを、国内法で可能な範囲で確保する。

f) 規制又は懲罰的措置が効果的にとられるように、CCSBTの記録に掲載されている漁船の所有者が、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国内の市民又は法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる。

1. 有効漁獲上限とは、メンバーに対する国別配分量に、国別配分量に関して合意された短期的な変更にかかる調整分を加えた数量をいう。例としてCCSBT 24報告書パラグラフ87の表1 (3) の欄を参照されたい。 [↑](#footnote-ref-2)
2. 総漁獲利用可能量とは、当該割当年におけるメンバーへの有効漁獲上限としての配分量に、未漁獲の

   配分量として当該割当年に繰り越された一切の数量を加えたものをいう。 [↑](#footnote-ref-3)
3. 「メンバー又は CNM の国別配分量に対して計上する帰属漁獲量は、同国の管轄下又は管理下にある漁業活動の結果によるみなみまぐろの総死亡量であって、特に以下に起因する死亡を含むものとする: 商業的漁業操業（SBT を主な漁獲対象とするかどうかを問わない）; 放流及び／又は投棄; 遊漁; 慣習的及び／又は伝統的漁業; 沿岸零細業業」 [↑](#footnote-ref-4)
4. *CDS決議パラグラフ5.8は「メンバー及び協力的非加盟国は、CDS 文書に含まれる情報を確認するために必要な範囲で、船舶、水揚げ及び可能であれば市場に対する検査を含む監査を適正な水準で実施しなければならない」と規定している。* [↑](#footnote-ref-5)
5. *報告書がメンバー又はCNMの政府水産当局に提出されていない場合は、後日その情報が漁業当局に提出されるか否か、また、その方法及び時期を記載すること* [↑](#footnote-ref-6)
6. *特に、その情報が漁船から電子的に提出されるか否か。* [↑](#footnote-ref-7)
7. *ERSに関する情報、管理・監視手法の効果に関するコメント、及び今後の改善計画を含む。* [↑](#footnote-ref-8)
8. *この作業を行う人の地位（例：政府担当官、許可を受けた第3者）も含めること。* [↑](#footnote-ref-9)
9. *海鳥、海亀及びサメを含む。* [↑](#footnote-ref-10)
10. *これらRFMOの関連する措置は、*[*http://www.ccsbt.org/site/bycatch\_mitigation.php*](http://www.ccsbt.org/site/bycatch_mitigation.php)*に掲載されている。* [↑](#footnote-ref-11)
11. *CCSBTの現行の要件には、科学オブザーバー計画規範に規定されているもの、及びERSWGに提出する年次報告書テンプレートに記入する内容のものがある。* [↑](#footnote-ref-12)